

鳥取県告示第 746 号

北条町土地改良区理事長野田久良、大倉土地改良区理事長田中朝久、大誠土地改良区理事長南場喜一郎及び大栄町土地改良区理事長河本幹からの北栄町土地改良区連合の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年9月4日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。